

議案第 30 号

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出

木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 5 年 11 月 28 日 決

木曾広域連合議会議長 山 崎 隆 二

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年木曾広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(給与の額) 第3条 (略) 2 副管理者の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、木曾広域連合職員の給与に関する条例第40条第1項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 3 (略)	(給与の額) 第3条 (略) 2 副管理者の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、木曾広域連合職員の給与に関する条例第40条第1項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。